

大田原税務署からのお知らせ



■大田原税務署 ☎0287-22-3115
〒324-8642 大田原市紫塚1-5-54

■「確定申告書等作成コーナー」ヘルプデスク ☎0570-01-5901
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」 <http://www.nta.go.jp>

平成29年分の 確定申告会場について

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。

▼会場 大田原税務署 別館

▼期間 2月16日(金)～3月15日(木)まで(土・日を除く)

▼受付時間 午前8時30分～

▼相談時間 午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後3時頃までにお越しください。なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

▼閉庁日対応 2月18日(日)・25日(日)
(宇都宮税務署のみ)

ご自宅等で申告書が 作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく、自宅等で確定申告書が作成できます。印刷して書面で送付またはe-TAXで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

復興特別所得税に ついて

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

医療費控除を 適用される方へ

平成29年分の確定申告書から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医師等が発行した証明書は引き続き提出する必要があります。
(おむつ使用証明書等)

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション 税制が 開始します



健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費(スイッチOTC医薬品)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、次の書類の提出または提示をする必要があります。

「セルフメディケーション税制の明細書」および適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにするいずれかの書類

・インフルエンザの予防接種または定期予防接種の領収証または予防接種済証

・市町村のがん検診の領収証または結果通知表

・職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称または「勤務先名称」の記載が必要です)

・特定健康診査の領収証または結果通知表(「特定健康診査」という名称または「保険者名」の記載が必要です)

・人間ドックやがん検診を始めとする各種健診(検診)の領収証または結果通知表(「勤務先名称」または「保険者名」の記載が必要です)

公的年金等を受給している 方の確定申告不要制度

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、控除の追加等により所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書を提出する必要があります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。